

一時預かり
病児・病後児保育

私設保育施設
(企業主導型保育事業を除く)

ファミリー・
サポート・センター

を利用する方へ

幼児教育・保育の無償化に伴う 施設等利用費の給付について



1 給付の対象

- 【対象者】施設等利用給付認定(2・3号認定)を受けている児童の保護者
施設を利用する前に、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請が必要です。
必要な書類は、右の二次元コードから御確認ください。
- 【対象施設】市町村から確認を受けた無償化対象施設
各市町村のホームページで公開しております。
- 【対象費用】認定期間内に利用した利用費(保育料)
実費徴収(入園料、給食費、延長保育料等)は対象外です。



認定申請書類 様式



厚木市内
無償化対象施設

2 必要書類

- (1) 施設等利用費交付申請兼請求書
申請兼請求者の氏名は、認定通知書に記載されている保護者名を記入してください。
- (2) 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書兼支払額証明書
施設から交付を受けてください。(ファミリー・サポート・センターを利用した場合は、活動報告書)



請求書類 様式

3 請求受付期間

- 【上半期(4月～9月)分】10月上旬頃
【下半期(10月～3月)分】4月上旬頃
必要書類や受付期間は、市から対象者へ通知します。保育課へ郵送または窓口提出してください。
期限を過ぎた場合も随時受付しますが、利用費の請求権は、利用月の翌月1日から2年間です。

4 給付金額

- 【3～5歳児クラスのこども】月額37,000円まで
【0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のこども】月額42,000円まで
認定期間内の利用費が対象です。
上記の上限額と、施設に支払った利用費を比較して、低い方の金額を給付します。
※ 複数の施設を利用した場合は、それぞれの施設に支払った利用費の合計金額を、
上記の上限額と比較して、低い方の金額を給付します。
※ 月途中で認定期間が開始・終了または市町村間を転出入する場合は、日割り計算を行います。

5 給付までの流れ

- ①施設等利用給付認定の申請をする。
- ②市から交付された認定通知書を、利用している施設に提示する。
- ③利用している施設へ利用費を支払う。
- ④施設から「特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書兼支払額証明書」(ファミリー・サポート・センターの場合は「活動報告書」)を受け取る。
- ⑤必要書類を揃え、市に利用費の請求をする。
- ⑥市から保護者へ利用費を給付する。

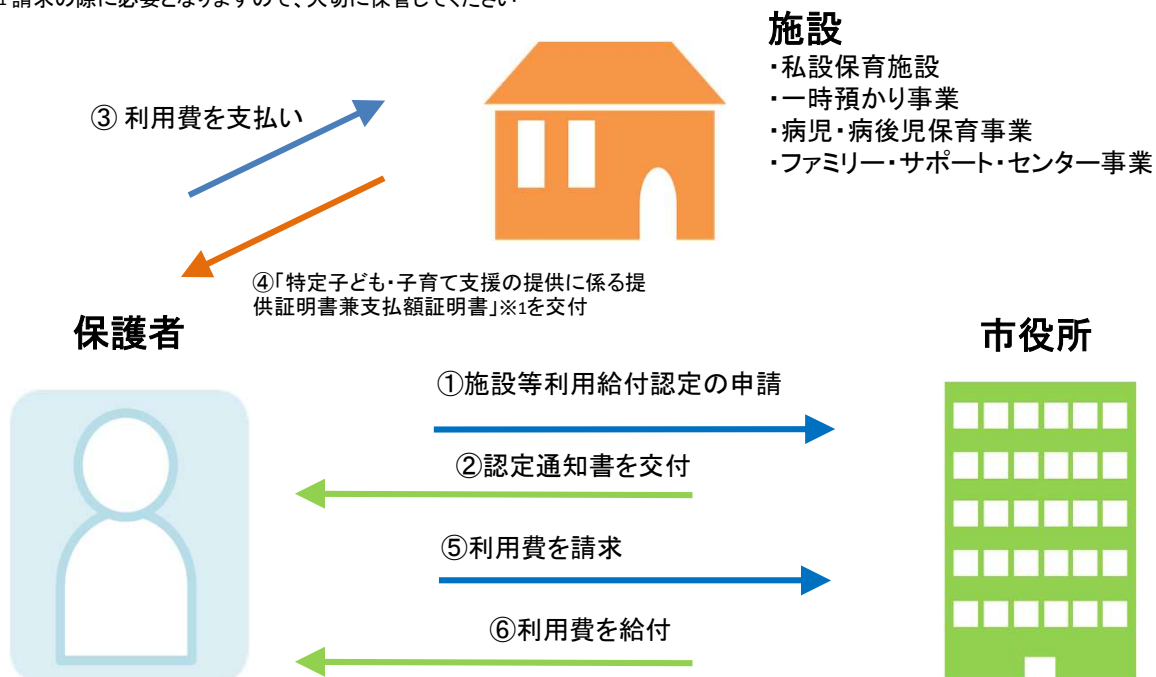
※ 申請から振込まで1か月程度かかります。書類に不備等があると、遅れが生じることがあります。

※ 申請の内容が事実と異なる場合は、利用費を給付できないことがありますので御注意ください。

※ 書類は原本を提出してください。また、提出された書類は返却できません。

手続きのイメージ

※1 請求の際に必要となりますので、大切に保管してください



無償化に関する問い合わせ

【私設保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、
ファミリー・サポート・センター、わたぐもの一時預かり】

保育課(厚木市役所第二庁舎3階)

TEL: 046-225-2231 MAIL: 2200@city.atsugi.kanagawa.jp

【幼稚園・認定こども園の預かり保育】

こども育成課(厚木市役所第二庁舎3階)

TEL: 046-225-2262 MAIL: 2180@city.atsugi.kanagawa.jp